

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成31年3月18日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成31年3月18日（月）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

総務課 篠宮課長、佐藤主査補
健康課 佐藤課長、竹内主査、渡邊主任看護師

3 件名

白井市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)の策定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・発生時優先業務のマニュアル作成については、各課において確実に作成されるよう期限を明確にした方が良いのではないかと。
⇒期限を決めて各課に通知する。

・業務継続計画P.1の「1 業務継続計画の目的」の冒頭は「新型インフルエンザ」で、2段落目以降は「新型インフルエンザ等」となっている。「等」がついているものとそうでないものでどう違うのか。
⇒未知の感染症が発生した場合を想定し、2段落目以降は「等」をつけている。「等」が何を指しているのか、記述を加える。

・業務継続計画P.4の「(3)柔軟な運用」で各部長が業務継続計画を発動できるとあるが、各部ごとでは発動の判断が難しいのではないかと。
・発動者は市長とした方が良いのではないかと。
⇒市長が必要と認めるとき、各部において発動できるように修正する。

【結論】

・計画の一部を修正の上、報告を了承する

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部 総務課

件名	白井市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)の策定について					
内容	<p>【役割・位置づけ】 白井市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)は、新型インフルエンザ等発生時の人員に制約がある状況下において、優先して実施すべき新型インフルエンザ等の対策に関する業務と、必要最低限の市民生活を維持するため継続すべき通常業務を特定するとともに、業務に必要な職員の確保等をあらかじめ定める計画である。</p> <p>【計画期間等】 期間限定の計画ではなく常設の計画であり、随時見直して最新の状態にしておく必要がある。</p> <p>【計画策定に当たっての現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定済みの新型インフルエンザ対応マニュアルをベースに、国が作成したガイドラインや他市の同計画等を参考にして作成した。 ・通常業務の優先度については、業務継続計画(災害編)との整合を図った。 ・全課に関わる計画であるため、内容について全課に照会し、確認を行った。 ・内部で実施する計画のため、パブコメ等は行っていない。 ・計画を遂行するために必要となる優先業務のマニュアル化ができていない。 					
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に作成済みの同計画との関係はどう捉えるのか。 →平成21年に策定後見直しを行っていないことや平成24年に成立した新型インフルエンザ等対策特別措置法をもとに対応マニュアルが作成されていることなどを考慮し、全面改正扱いとする。 ・業務量、必要人数の記載はどうするのか。 →H21の計画では各部署で約6割の職員が出勤可能との前提で算出されていた。 実際は部署によって出勤者数の割合はばらばらになると思われ、この方法で算出することは現実的ではなく記載しない。 業務量の記載は、他市の例などで参考にできるものが見つかれば参考にして計画に入れていくことを検討する。 					
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・H31.3月策定 ・以後、随時見直し 					
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)
	条例規則	無		報道発表	無	
	議会説明	有	行政運営報告(H31.4月)	広報・HP等	有	HP(議会報告後)
	市民参加	無				
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで				
参考情報	関係法令等	なし				
	関係課	全課				
	事業費	0千円(うち特定財源)千円				

白井市業務継続計画
(新型インフルエンザ等編)

平成 年（201 年） 月

白井市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）

目 次

第1章 白井市業務継続計画(新型インフルエンザ等編)の基本的な考え方

- 1 業務継続計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 業務継続計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 新型インフルエンザ等対策行動計画と業務継続計画の位置付け・・・・・・・・2
- 4 業務継続計画の発動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2章 想定される被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第3章 発生時優先業務の選定

- 1 発生時優先業務の選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 業務の選定結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第4章 業務継続のための体制整備

- 1 職員の感染防止対策の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2 職員、物資・サービスの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第5章 業務継続計画の推進

- 1 計画の推進及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 2 職員教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

発生時優先業務（新型インフルエンザ等対応業務）・・・・・・・・・・11

発生時優先業務（優先継続業務）・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

第1章 白井市業務継続計画（新型インフルエンザ等編） の基本的な考え方

1 業務継続計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスのうち、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生するものです。ほとんどの人が、新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的な影響をもたらすことが懸念されています。

新型インフルエンザ等の発生時には、本人のり患や家族の看病等のため、職員数の減少により、未発生期と同様の人員の確保が困難となることが想定されます。また、市が業務を行う上で必要な物資やサービスの確保が困難となり、市の活動に支障が生じる可能性があります。

そこで、新型インフルエンザ等発生時の人員等に制約がある状況下において、優先して実施すべき新型インフルエンザ等の対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対応業務」という。）と、必要最低限の市民生活を維持するため継続しなければならない通常業務（以下「優先継続業務」という。）を特定するとともに、新型インフルエンザ等対応業務及び優先継続業務（以下「発生時優先業務」という。）を実施するために必要となる職員の確保・配分等について定めるため「白井市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）」を策定するものです。

2 業務継続計画の基本方針

市は、新型インフルエンザ等発生時において、新型インフルエンザ等の対策を確実に実行するとともに、市の行政機能を継続するため、次に定める基本方針に基づいて業務継続の強化に取り組むこととします。

基本方針1	新型インフルエンザ等対応業務及び業務量をあらかじめ特定することにより、白井市新型インフルエンザ等対策行動計画を適切に実行する。
基本方針2	市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限とするため、中断が許されない通常業務の継続に努める。
基本方針3	限られた資源を発生時優先業務に配分するため、優先度の低い業務は縮小・休止する。

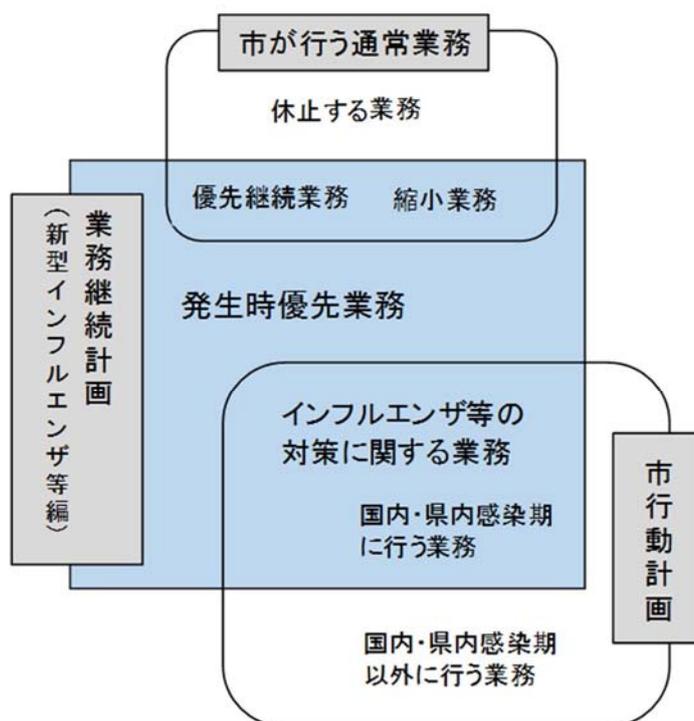
3 新型インフルエンザ等対策行動計画と業務継続計画の位置付け

市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条の規定に基づき、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針として、白井市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定しています。

市行動計画においては、「新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにすること。」の2つを主たる目的として、未発生期から国内発生早期、県内感染期、小康期に至る発生段階ごとの対策を定めています。

本業務継続計画は、新型インフルエンザ等発生時に人員等の資源が制約された状況下において、発生時優先業務を定めるものです。

図 市行動計画と業務継続計画との関係



【業務継続計画と新型インフルエンザ等対策行動計画の比較】

	業務継続計画	新型インフルエンザ等行動計画
趣旨	新型インフルエンザ等発生時の人員等の資源が制限された状況下において、発生時優先業務を目標とする時間・期限までに実施できるようにするための計画	①新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最少となるようにすることの2つを主たる目的として、未発生期から国内発生早期、県内感染期、小康期に至る発生段階ごとの対策を定める計画
行政の被害	職員本人のり患や家族の看病等のために職員数が減少したり、市が業務を行う上で必要な物資やサービスの確保が困難となることを想定し、利用できる必要資源を前提に計画を策定	適用外
対象	市	市民、医療機関、事業者、市
対象業務	発生時優先業務	新型インフルエンザ等対応業務
業務開始目標時間	発生時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある。 (必要資源を確保し、目標時間までに発生時優先業務を開始・再開する。)	適用外

4 業務継続計画の発動

市は、業務継続計画に基づき、発生時優先業務を実施する発動基準を次のように定めます。

(1) 発動基準と発動権限者

新型インフルエンザ等の発生により、白井市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合を発動基準とし、対策本部長（市長）が発動を決定するものとします。

(2) 事務局

総務部総務課が主管となり、発動手続きに関する事務を行います。

(3) 柔軟な運用

対策本部長が業務継続計画を発動していない場合であっても、市長が必要と認めるときは、各部において業務継続計画を発動できることとします。（※）

また、国の新型インフルエンザ対策本部の基本的対処方針に基づき、必要な対策を柔軟かつ的確に実施することとします。

(4) 発動の解除

対策本部が小康期に入ったことを確認した場合又は、その必要がなくなったと判断した場合は、対策本部長の指示により発動を解除し、通常の業務体制に移行します。

また、各部が個別に業務継続計画を発動した場合又は、その必要がなくなったと判断した場合は、各部長の指示により業務継続計画の発動を解除します。

(5) 市民等への周知

市が業務継続計画の発動により業務体制を移行した場合及び発動を解除し、通常の業務体制に移行した場合は、市広報及びホームページ等を通じて市民・事業者等に周知するとともに、理解と協力を求めることとします。

※「各部において業務継続計画を発動」とは、例えば、海外発生期などの対策本部設置前においても感染防止に注力するため、健康子ども部のみ発動するなど、全体で発動する前に特定の部が先行して業務継続計画を発動することをいう。

第2章 想定される被害

市は、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合の被害を、次のとおり想定します。

なお、この想定は、国が策定した新型インフルエンザ等対策政府行動計画を参考にしたのですが、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現状の医療対応、衛生状況等については考慮していません。

- ・り患者数は人口の25%
- ・流行期間は約8週間
- ・致命率は、中等度（アジアインフルエンザと同程度）の場合0.53%、重度（スペインインフルエンザと同程度）の場合2%
- ・流行のピーク時（約2週間）に、職員自身のり患のほか、家族のり患による看病等により、出勤できない職員の割合は最大40%程度

また、このような被害が発生した場合の社会的・経済的な影響として、市民生活においては、学校、保育所等の施設の使用制限や不要不急の外出自粛が要請されるなど、社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資等の不足が懸念されます。民間事業者においても一部の事業が縮小され、経済活動が大幅に縮小することも想定されます。

このように、新型インフルエンザ等の国内発生早期から県内感染期においては、本市の業務を取り巻く状況は通常と異なることが想定されることから、業務継続計画作成の前提として、これらの事態を踏まえた計画とし、各個別の対策にも反映させていくものとします。

図 新型インフルエンザ発生時の事業継続の時系列イメージ

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期	県内感染期			小康期
				感染拡大期	まん延期	回復期	
市職員の出勤率	100%	100%	100%	100~61%	60%	100~61%	100%
発生時優先業務	新型インフルエンザ等対応業務						
	優先継続業務						
その他の業務 (縮小・中止・延期)							

第3章 発生時優先業務の選定

1 発生時優先業務の選定基準

市では、新型インフルエンザ等の発生により、通常業務と新型インフルエンザ等対応業務が中断、遅延等した場合における市民の生命や生活、社会経済活動等に及ぼす影響の大きさを考慮し、次の（１）（２）及び（３）の考えにより発生時優先業務を選定しました。（４）の業務は一定期間休止することにします。

【発生時優先業務】

（１）新型インフルエンザ等対応業務（S業務）

市行動計画で定められている対策のうち、国内感染早期以降の対策を対象業務とします。

（例）市対策本部の運営、情報収集、予防・まん延防止対策、特定接種、住民接種、市民生活及び市民経済の安定の確保

（２）優先継続業務（A業務）

市が行っている通常業務のうち、市民の生命・安全を守るための業務、地域社会への影響や法令等の適正な執行、他業務への影響等の観点から停止・休止することができない業務を優先継続業務として選定します。

（例）台風・地震等の災害対策本部の設置・運営等、福祉・医療等サービスの確保、広報、ホームページ等情報提供、インフラの管理

（３）縮小継続業務（B業務）

停止・休止することができないものの、出勤できない職員の割合によって、一時的な縮小が可能な業務を縮小継続業務として選定します。

（例）各種窓口業務（住民登録関係・証明書発行）、市民生活に直結する各種手当て・給付金・貸付金の支給、ごみ収集、許認可、各種相談業務、予算・決算、人事管理

（４）休止業務（C業務）

おおむね1か月以上後に先送りが可能な業務及び特定多数又は不特定多数の者が集まる施設の運営業務やイベントなど、感染拡大防止の観点から積極的な休止が望ましいと考えられる業務は一時的に休止します。

（例）企画・調査・政策立案・地域振興・緊急性のない工事、学校、保育所、公民館、図書館、イベントなど

図 発生段階ごとの運用イメージ

業務区分 \ 発生段階	海外発生期	国内発生早期	県内感染期	小康期
S業務 新型インフルエンザ等対応業務	実施	強化・拡充	強化・拡充	縮小準備または 一部停止
A業務 優先継続業務	継続	継続 方法変更も考慮	継続 方法変更も考慮	継続
B業務 縮小継続業務	縮小化準備	縮小 方法変更も考慮	縮小 方法変更も考慮	通常どおり戻す 準備
C業務 休止業務	休止準備	休止	休止	再開準備

2 業務の選定結果

上記の区分により選定した発生時優先業務は別表（P. 11～）のとおりです。

第4章 業務継続のための体制整備

1 職員の感染防止対策の徹底

(1) 職員の日常的な健康管理の徹底

職員は、新型インフルエンザ等の感染を予防するため、次のとおり自己管理を徹底します。

- ①混み合った場所、換気の悪い屋内では、マスクを着用します。
- ②石けんや消毒液を用いた手洗い、うがいを徹底します。
- ③咳・くしゃみが出る場合は、必ずマスクを着用するか、ない場合はティッシュ等で口を覆います。
- ④十分な睡眠をとり、バランスのよい食事を心掛けます。

(2) 職場における感染防止対策の徹底

新型インフルエンザ流行時には、職場において、次の感染防止策を行います。

- ①室内を適度な温度・湿度に保ちます。
- ②人との接触の機会を減らすために、原則として会議・研修会等を中止します。新型インフルエンザ等対応業務等でやむを得ず会議等を行う場合においては、出席者の健康状況を確認し、マスクを着用の上、できるだけ対人距離を確保して行います。
- ③発生時優先業務以外の出張を伴う業務は、原則として中止し、可能な限り電話、ファックス、電子メール等により代替します。やむを得ず出張する場合は、マスクを着用します。

(3) 特定接種の実施

国の示した特定接種の具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する職員に対する予防接種を行います。

2 職員、物資・サービスの確保

(1) 職員の確保

新型インフルエンザ等の県内感染期には、欠勤率は最大40%程度となり、この状態が2週間程度持続すると想定されます。この間の職員の確保については、次のとおりとします。

- ①各課等は、職員の感染状況や出勤状況を把握し、発生時優先業務に重点的に職員を配置することにより、発生時優先業務の実施に必要な人員を確保するよう努めます。
- ②発生時優先業務の実施に当たり、業務の絞り込みによって職場内での職員確保を図ってもなお職員の不足が生じるときは、当該職場の属する部内で職員の応援について調整します。
- ③部内における調整を行ってもなお職員の不足が生じるときは、部課の組織の枠を越えて応援体制をとることとし、職員の配置については対策本部会議で決定します。

(2) 物資・サービスの確保

市が業務を継続するためには、事務用品の供給、庁舎管理、各種設備の点検・修理、情報システムの維持管理など、欠かすことのできない物資・サービスがあります。このような物資・サービスを提供する事業者に対しては、新型インフルエンザ等の国内・県内感染期においても、市の事業継続のため必要な物資・サービスの確保ができるよう体制の整備を要請します。

第5章 業務継続計画の推進

1 計画の推進及び見直し

将来、どのような感染症が発生するかを予想することができないため、業務継続体制を最初から完全に構築することは困難です。そのため、本計画に基づき継続的に取り組むことによって業務継続体制の整備及び改善に努めるものとします。

また、担当職員以外でも円滑に業務を実施できるよう、国や県の対策に則り、本業務継続計画についても適宜必要に応じた見直しを行っていきます。

2 職員教育

(1) 職員の意識向上

業務継続計画に基づき、発生時優先業務を効果的に遂行するためには、全職員が業務継続の重要性を共通認識とすることが重要です。

このため、業務継続計画の内容を全職員に周知するとともに、各所属で転入職員に対する発生時優先業務の周知を行うなど、職員の意識の向上を図るものとします。

(2) 各課等における取組の推進

各課等においては、新型インフルエンザ等発生時の状況を想定し、職員の意識向上、発生時優先業務の実施方法の検討、業務に必要な資源（人、物資、連絡体制等）の確保等を通じて、業務継続体制の向上を図るものとします。また、担当職員以外の職員でも円滑に業務を実施できるよう、発生時優先業務のマニュアル作成や見直しに努めるものとします。

発生時優先業務(新型インフルエンザ等対応業務)一覧

1 実施体制

業務名(対策細目)	担当課	関係課・関係職員
実施体制の整備	健康課	総務課 健康危機管理部の部員
白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	総務課 健康課	全課
行政機能の維持	総務課	全課

2 サーベイランス・情報収集

業務名(対策細目)	担当課	関係課・関係職員
サーベイランスへの協力・情報収集	健康課 保育課 教育支援課	関係各課
鳥インフルエンザ等の対応	産業振興課	環境課

3 予防・まん延防止

業務名(対策細目)	担当課	関係課・関係職員
小、中学校の対応	教育支援課	
保育所、学童クラブの対応	保育課	教育支援課
社会福祉施設等の対応	社会福祉課 障害福祉課 子育て支援課	
高齢者福祉施設、通所・訪問型事業施設等の対応	高齢者福祉課	
外出等の自粛要請	健康課	産業振興課 社会福祉課 高齢者福祉課 障害福祉課 保育課 子育て支援課 教育支援課 生涯学習課
社会教育施設、社会体育施設等の対応	生涯学習課 文化センター 高齢者福祉課 子育て支援課 市民活動支援課	
公共交通機関等への対応	都市計画課	
集会等の自粛(文化施設の対応等)	文化センター	生涯学習課 関係各課
イベント等の自粛	生涯学習課 高齢者福祉課 子育て支援課 市民活動支援課 企画政策課	関係各課
企業、事業者(社員)の感染防止	産業振興課	健康課
個人防護具(職員用)の確保	総務課	管財契約課

4 予防接種

業務名(対策細目)	担当課	関係課・関係職員
特定接種の接種体制構築及び接種の実施	健康課 危機管理課 上下水道課 障害福祉課 高齢者福祉課 総務課	対策本部、健康危機管理部、議会事務局の職員等(白井市新型インフルエンザ対応マニュアルP. 31に記載の者)
住民接種の接種体制構築及び接種の実施	健康課	教育支援課 福祉部各課 健康子ども部各課 関係各課

5 医療

業務名(対策細目)	担当課	関係課・関係職員
医療体制確保への協力	健康課	関係各課
重症化予防のための医療体制確保への協力	健康課	関係各課
臨時の医療施設設置に係る協力	健康課	管財契約課 関係各課

6 情報提供・共有

業務名(対策細目)	担当課	関係課・関係職員
情報提供・共有	健康課 しろいの魅力発信課 産業振興課	関係各課
食料品等の備蓄の推奨	健康課	関係各課
相談窓口の設置	健康課	福祉部各課 健康子ども部各課

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

業務名(対策細目)	担当課	関係課・関係職員
企業、事業者の業務継続	産業振興課	健康課
行政機能の維持	総務課	全課
社会福祉施設等の対応	社会福祉課 障害福祉課 子育て支援課	
高齢者福祉施設、通所・訪問型事業施設等の対応	高齢者福祉課	
高齢者世帯の支援	高齢者福祉課	社会福祉課
障害者世帯等の支援	社会福祉課 障害福祉課	
新型インフルエンザ在宅患者への支援	高齢者福祉課 社会福祉課 障害福祉課 健康課	
水の安定供給	上下水道課	
臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	健康課 市民課 生涯学習課 社会福祉課	管財契約課 危機管理課 都市計画課 関係各課
火葬炉稼働の調整	環境課	健康課

※健康危機管理部の構成

部長:健康子ども部長 副部長:健康課長

部員:総務課長、市民課長、危機管理課長、社会福祉課長、障害福祉課長、高齢者福祉課長、保育課長、子育て支援課長、環境課長、上下水道課長、教育総務課長、学校政策課長、教育支援課長、生涯学習課長、その他健康子ども部長が必要と認める職員

※対策本部の構成

本部長:市長 副本部長:副市長、教育長

本部長:総務部長、企画財政部長、市民環境経済部長、福祉部長、健康子ども部長、都市建設部長、教育部長、議会事務局、会計管理者、白井消防署長、その他市長が必要と認める職員

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
実施体制 白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	5ページ	・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部及び必要に応じて健康危機管理部を設置し、国や県の基本的対処方針及び市計画に基づき必要な対策を実施する。 ・対策本部の設置は、政府が緊急事態宣言を公示した後となるが、それ以前であっても状況によっては任意で設置することを検討する。
実施体制・市民生活及び市民経済の安定の確保 行政機能の維持	7ページ	業務継続計画に基づき、市の業務継続に向けた取り組みを実施。
予防・まん延防止 個人防護具(職員用)の確保	29ページ	国内発生早期から消毒液を設置。欠勤率が5%に達したら職員にマスクを1か月配布。
予防接種 特定接種の接種体制構築及び接種の実施	30ページ	登録した職員が円滑に接種を受けられるよう対応する。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	実施体制の整備
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	集会等の自粛(文化施設の対応等) イベント等の自粛
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施 住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨
市民生活及び市民経済の安定の確保	臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
予防接種 特定接種の接種体制構築及び接種の実施	30ページ	登録した職員が円滑に接種を受けられるよう対応する。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	実施体制の整備 白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	集会等の自粛(文化施設の対応等) イベント等の自粛
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施 住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備 考
予防・まん延防止 イベント等の自粛	25ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請により県と協力して、不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動を自粛するよう要請する。 ・行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	集会等の自粛(文化施設の対応等)
予防接種	住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
情報提供・共有 情報提供と共有	39ページ	・市民、市内医療機関、社会福祉施設等の関係機関及び団体に対し、必要な情報を、広報しろい、市ホームページ、自治会回覧、公共施設へのポスター掲示のほか、ファックスやメール等、様々な媒体を用いて的確・迅速に提供していく。 ・緊急事態宣言が出されている時は、しろいの魅力発信課が健康課に代わって市ホームページを作成し、情報提供を行う。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	集会等の自粛(文化施設の対応等) イベント等の自粛
予防接種	住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	食料品等の備蓄の推奨
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

市民活動支援課

発生時優先業務(新型インフルエンザ等対応業務)

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
予防・まん延防止 社会教育施設等の対応	22ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。 ・不特定多数の市民が利用する市施設(指定管理者を含む)は、感染拡大の場となることが予想されるため、状況に応じて利用制限を行う。 ・行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・県からの要請により、不特定多数の市民が集まるイベント等の活動を自粛する。 ・まん延時には、利用団体等に対し自主的な活動自粛を促す。
予防・まん延防止 イベント等の自粛	25ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請により県と協力して、不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動を自粛するよう要請する。 ・行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	集会等の自粛(文化施設の対応等)
予防接種	住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

市民課

発生時優先業務(新型インフルエンザ等対応業務)

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
実施体制・市民生活及び市民経済の安定の確保 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	51ページ	市内の死者数及び平常時に使用している火葬場の状況等について把握し、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に応援を要請する。また、県から広域火葬の実施について連絡があった時には、県の割り振りに基づき、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整する。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	実施体制の整備 白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	集会等の自粛(文化施設の対応等) イベント等の自粛
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施 住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
サーベイランス・情報収集 鳥インフルエンザの対応	11ページ	発生段階に応じ、関係機関等から情報を収集し、家きん飼養者へ速やかに周知する。県の実情により農場の立入制限、消毒や野鳥対策の徹底に協力する。
予防・まん延防止 企業、事業者(社員)の感染防止	26ページ	企業、事業者に対し、職場における感染予防・まん延防止対策など必要な情報提供を行う。国・県の指示、要請及び協力依頼に基づき、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨、状況に応じ不急の業務を縮小するよう要請する。
情報提供・共有 情報提供と共有	39ページ	・市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように周知する。 ・必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 ・市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	外出等の自粛要請 集会等の自粛(文化施設の対応等) イベント等の自粛
予防接種	住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	食料品等の備蓄の推奨
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
実施体制・市民生活及び市民経済の安定の確保 火葬炉稼働の調整	53ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。 ・国または県の要請に基づき、印西地区環境整備事業組合(印西斎場)と調整し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう依頼する。 ・市町村の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して、県が広域火葬の応援・協力を要請することになっているので、要請があった場合は対応する。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	実施体制の整備 白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集 鳥インフルエンザ等の対応
予防・まん延防止	集会等の自粛(文化施設の対応等) イベント等の自粛
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施 住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
予防・まん延防止 市民生活及び市民経済の安定 の確保 社会福祉施設等の対応	16ページ	・社会福祉施設等に対し適宜、情報提供し、施設での感染防止策を強化するとともに、事業の継続及び不要不急の業務の縮小を要請する。 ・県の要請により臨時休業を実施するよう要請する。 ・季節性インフルエンザと同様の扱いとなった場合においても、必要に応じて臨時休業を実施するよう要請する。 ・障害者地域活動支援センターでは、基本的予防策の徹底や、センター内における感染防止策に工夫を講じるとともに、必要により臨時休業等を実施し、利用者及び家族の健康被害を最小限に留める。 に、必要に応じて発生段階ごとの要請を行う。
市民生活及び市民経済の安定 の確保 障害者世帯等の支援 新型インフルエンザ在宅患者への 支援	47ページ 48ページ	・支援が必要な生活保護を受給している世帯等に対し、社会福祉協議会、民生委員等と連携・協力して電話や訪問などにより見回りを行う。 ・まん延期以降は、入院治療は重症患者を対象とし、軽症者には自宅療養を勧奨されるため、在宅で療養している生活保護受給者等からの相談に応じ、療養上の必要な指導を行う。
実施体制・市民生活及び市民経済 の安定の確保 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋 火葬の実施	51ページ	身元不明の遺体について必要な対応を行う。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	実施体制の整備 白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	外出等の自粛要請 集会等の自粛(文化施設の対応等) イベント等の自粛 個人防護具等(防疫従事者用)の確保
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施 住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協 力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨 相談窓口の設置
市民生活及び市民経済の安定の確保	高齢者世帯への支援 行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
予防・まん延防止 市民生活及び市民経済の安定 の確保 高齢者福祉施設、通所・訪問型事 業施設等の対応	18ページ	・高齢者福祉施設等に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、施設内での感染防止策を徹底するとともに、事業継続に向けた取り組み、不要不急の業務の縮小に向けた取り組みを要請する。 ・通所、訪問などを利用している人で感染者が出た場合は、必要に応じ利用を自粛する。訪問型事業は、ケアマネージャーと相談しケースの体調により、必要な場合は実施する可能性もあるので状況を把握する。 ・通所型事業は、その施設などで感染者が出た場合などは、自粛する可能性あり。発生した状況により、対応方法を検討していく。 ・施設利用者や職員等から感染者が出た場合は、国の示す患者及び濃厚接触者の自宅待機期間の目安に基づき、対応を要請する。
予防・まん延防止 社会教育施設等の対応	22ページ	・消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。 ・不特定多数の市民が利用する市施設(指定管理者を含む)は、感染拡大の場となることが予想されるため、状況に応じて利用制限を行う。 ・行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・県からの要請により、不特定多数の市民が集まるイベント等の活動を自粛する。 ・まん延時には、利用団体等に対し自主的な活動自粛を促す。
予防・まん延防止 イベント等の自粛	25ページ	・県の要請により県と協力して、不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動を自粛するよう要請する。 ・行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。
予防接種 特定接種の接種体制構築及び接種 の実施	30ページ	登録した職員が円滑に接種を受けられるよう対応する。
市民生活及び市民経済の安定 の確保 高齢者世帯の支援 新型インフルエンザ在宅患者への 支援	45ページ 48ページ	・国・県と連携を図った上で、地域包括支援センター、在宅サービス事業者、民生委員等と連携・協力して、高齢者世帯、障害者世帯等へ必要な支援を行う。 ・新型インフルエンザのまん延により介護保険事業、地域生活支援事業等の縮小・自粛があった場合は、利用者と事業者の状況を把握・調整し、代替的に提供できるサービスがあるか検討の上、必要な支援を行う。 ・まん延期以降は、入院治療は重症患者を対象とし、軽症者には自宅療養を勧奨されるため、地域包括支援センター等と連携し、在宅で療養している高齢者等からの相談に応じ、療養上の必要な指導を行う。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	実施体制の整備 白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	外出等の自粛要請 集会等の自粛(文化施設の対応等) イベント等の自粛 個人防護具等(防疫従事者用)の確保
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施 住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協 力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨 相談窓口の設置
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
予防・まん延防止 市民生活及び市民経済の安定 の確保 社会福祉施設等の対応	16ページ	・社会福祉施設等に対し適宜、情報提供し、施設での感染防止策を強化するとともに、事業の継続及び不要不急の業務の縮小を要請する。 ・県の要請により臨時休業を実施するよう要請する。 ・季節性インフルエンザと同様の扱いとなった場合においても、必要に応じて臨時休業を実施するよう要請する。 ・市内発生時以降は、利用前に健康観察をし、体調が優れない場合は利用自粛を促すほか、施設内でも健康観察を徹底し、体調が悪い場合は家族に連絡し、帰宅させるよう施設等に対応を要請する。 ・利用者や利用者の家族に感染者が出た場合は、国の示す患者及び濃厚接触者の自宅待機期間の目安に応じ、利用を自粛するよう要請する。
予防接種 特定接種の接種体制構築及び接種の実施	30ページ	登録した職員が円滑に接種を受けられるよう対応する。
市民生活及び市民経済の安定 の確保 障害者世帯等の支援 新型インフルエンザ在宅患者への支援	47ページ 48ページ	・支援が必要な障害者世帯等に対し、社会福祉協議会、民生委員、障害福祉サービス事業所等と連携・協力して電話や訪問などにより見回りを行う。 ・新型インフルエンザ等のまん延により障害者支援事業等の縮小・自粛があった場合は、利用者と事業者の状況を把握・調整し、代替的に提供できるサービスがあるか検討のうえ必要な支援を行う。 ・まん延期以降は、入院治療は重症患者を対象とし、軽症者には自宅療養を勧奨されるため、在宅で療養している障害者等からの相談に応じ、療養上の必要な指導を行う。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	実施体制の整備 白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	外出等の自粛要請 集会等の自粛(文化施設の対応等) イベント等の自粛 個人防護具等(防疫従事者用)の確保
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施 住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨 相談窓口の設置
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
予防・まん延防止 市民生活及び市民経済の安定の確保 社会福祉施設等の対応	16ページ	・社会福祉施設等に対し適宜、情報提供し、施設での感染防止策を強化するとともに、事業の継続及び不要不急の業務の縮小を要請する。 ・県の要請により臨時休業を実施するよう要請する。 ・季節性インフルエンザと同様の扱いとなった場合においても、必要に応じて臨時休業を実施するよう要請する。 ・こども発達センターでは、基本的予防策の徹底や、センター内における感染防止策に工夫を講じるとともに、必要により臨時休業等を実施し、利用者及び家族の健康被害を最小限に留める。
予防・まん延防止 社会教育施設等の対応	22ページ	・消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。 ・不特定多数の市民が利用する市施設(指定管理者を含む)は、感染拡大の場となることが予想されるため、状況に応じて利用制限を行う。 ・行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・県からの要請により、不特定多数の市民が集まるイベント等の活動を自粛する。 ・まん延時には、利用団体等に対し自主的な活動自粛を促す。
予防・まん延防止 イベント等の自粛	25ページ	・県の要請により県と協力して、不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動を自粛するよう要請する。 ・行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	実施体制の整備 白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	外出等の自粛要請 集会等の自粛(文化施設の対応等)
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施 住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨 相談窓口の設置
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

保育課

発生時優先業務(新型インフルエンザ等対応業務)

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
サーベイランス・情報収集 サーベイランスへの協力・情報収集	9ページ	・県等と連携し、インフルエンザの発生状況等の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、保育施設や学校等におけるインフルエンザ集団発生の把握などの情報収集に協力する。
予防・まん延防止 保育所、学童クラブの対応	14ページ	・県の要請により、保育施設の臨時休業の開始時期を決定し、速やかに臨時休業を実施する。 ・季節性インフルエンザと同様の扱いとなった場合は、児童等の健康被害を最小限にするため、必要に応じて、市は臨時休業を実施する。なお、医療体制の確保、社会機能維持の観点から、医療従事者や社会機能維持者の園児等の支援について検討・実施する。 ・保育施設等に対し、咳エチケットの励行、マスクの着用、うがい・手洗いを強く要請する。 ・県の要請があれば、臨時休業の終了時期を決定し、速やかに臨時休業を解除する。また、市の判断により臨時休業を行った場合は、状況により臨時休業を解除する。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	実施体制の整備 白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
予防・まん延防止	外出等の自粛要請 集会等の自粛(文化施設の対応等) イベント等の自粛
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施 住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨 相談窓口の設置
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
実施体制 実施体制の整備 白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置	4ページ 5ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県等と連携して、新型インフルエンザ等の発生状況や基本的対処方針等を医療機関、事業者、市民に広く周知する。 ・緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部及び必要に応じて健康危機管理部を設置し、国や県の基本的対処方針及び市計画に基づき必要な対策を実施する。 ・新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなかった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。 ・対策本部の設置は、政府が緊急事態宣言を公示した後となるが、それ以前であっても状況によっては任意で設置することを検討する。
サーベイランス・情報収集 サーベイランスへの協力・情報収集	9ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県を通じ、また、インターネット等で、発生地域、健康被害の内容、感染拡大の状況、現地での対応状況等について情報収集し、国内及び県内での状況を把握する。 ・市内における感染拡大の状況や健康被害の内容についての把握に努める。 ・市民からの問い合わせや相談の内容を整理し、市民に新型インフルエンザに関する情報がどの程度届いているか、どのようなことに不安を感じているのか、必要な情報は何かなどを把握・分析し、的確な情報提供を行うための材料とする。
予防・まん延防止 外出等の自粛要請	20ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請により県と協力し、外出や集会の自粛要請等の地域対策を行い、社会的活動における接触の機会を減らし、地域における感染機会を減少させる。 ・市民に対し、咳エチケットの励行、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。 ・国が示した新型インフルエンザ等の患者、又は濃厚接触者の自宅待機期間の目安を周知し、協力を呼びかける。 ・国・県の動向や感染拡大の状況を踏まえ、社会活動の自粛等を段階的に解除する。
予防・まん延防止 個人防護具(防疫従事者用)の確保	27ページ	防疫従事者向けのマスクや使い捨て手袋、消毒薬等の在庫を把握し、補充・確保する。
予防接種 特定接種の接種体制構築及び接種の実施	30ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・覚書を締結している医療機関の協力により、登録した職員が円滑に接種を受けられるよう対応する。 ・副作用の情報を収集する。
予防接種 住民接種の接種体制構築及び接種の実施	32ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定めた接種順位及び県の接種計画に基づき、「住民接種実施マニュアル」に基づき、接種を行う。 ・市民へのわかりやすい情報提供に努めるとともに、窓口の設置運営を行う。 ・副作用の情報を収集する。
医療 医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時的医療施設設置に係る協力	35ページ 37ページ 38ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制は、発生した新型インフルエンザの病原性や感染力、感染拡大の状況により随時変化を伴うため、市民へのわかりやすい情報提供に努める。 ・県内感染期前は、感染拡大を最小限にとどめるため病状の程度にかかわらず、感染症法に基づき、感染症指定医療機関及び協力医療機関で入院措置を実施することになるため、県の要請により必要な協力を行う。 ・県内感染期においては、帰国者・接触者外来から、一般の医療機関において診療を行う体制に移行した場合、市内医療機関と十分調整・協力して、対応にあたる。 入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合は、県が病床以外の病院スペースにおいて入院治療を行うこととなるが、さらに病床不足が予測される場合は、市は、県と協力し、宿泊施設を備えた市の施設等を臨時的医療施設等として医療の提供・受入れについて検討する。
情報提供・共有 情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨	39ページ 42ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、市内医療機関、社会福祉施設等の関係機関及び団体に対し、必要な情報を、広報しるい、市ホームページ、自治会回覧、公共施設へのポスター掲示のほか、ファックスやメール等、様々な媒体を用いて的確・迅速に提供していく。 ・緊急事態宣言が出されている時は、しるいの魅力発信課が健康課に代わって市ホームページを作成し、情報提供を行う。

情報提供・共有 相談窓口の設置	43ページ	・県からの設置要請及び感染拡大の状況により、市保健福祉センター内に相談窓口を設置する。
市民生活及び市民経済の安定の確保 新型インフルエンザ在宅患者への支援	48ページ	・在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援(見回り、訪問指導等)を実施する。 ・在宅で療養している患者からの相談に応じ、療養上の必要な指導を行う。
実施体制・市民生活及び市民経済の安定の確保 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	51ページ	・火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を確保し、県及び関係各課に連絡する。 ・県から広域火葬の実施について連絡があった時には、県の割り振りに基づき、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整する。 ・一時的な遺体の安置や搬送に備え、備蓄している不織布製マスク、ゴーグル等の物資を配付し、在庫を把握し、補充・確保する。 ・遺体安置所から火葬場まで効率的、安全に搬送する。

2 関係課となっている業務（関係各課と表記しているものも含む）

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	集会等の自粛(文化施設の対応等) イベント等の自粛 企業、事業者(社員)の感染防止
市民生活及び市民経済の安定の確保	企業、事業者の業務継続 行政機能の維持 火葬炉稼働の調整

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備 考
予防・まん延防止 公共交通機関等への対応	23ページ	・公共交通機関等に対し、利用者間の接触の機会を減らすための工夫や、マスク着用の励行の呼び掛けなど、適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	集会等の自粛(文化施設の対応等) イベント等の自粛
予防接種	住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備 考
予防接種 特定接種の接種体制構築及び接種の実施	30ページ	・登録した職員が円滑に接種を受けられるよう対応する。
市民生活及び市民経済の安定の確保 水の安定供給	50ページ	・市は、千葉県水道局と連携を図り、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 ・水道水の安定供給について情報提供するとともに、水道水についての相談窓口を周知する。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	実施体制の整備 白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	集会等の自粛(文化施設の対応等) イベント等の自粛
予防接種	住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
サーベイランス・情報収集 サーベイランスへの協力・情報収集	9ページ	・県等と連携し、インフルエンザの発生状況等の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、保育施設や学校等におけるインフルエンザ集団発生の把握などの情報収集に協力する。
予防・まん延防止 小中学校の対応	12ページ	・県の要請により臨時休業を実施する。また、季節性インフルエンザと同様の扱いとなった場合は、児童・生徒等の健康被害を最小限にするため、必要に応じて、市教育委員会または学校長の判断で臨時休業を実施する。休業中における児童・生徒の生活指導や応急教育を検討・実施する。 ・学校に対し、咳エチケットの励行、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。 ・児童生徒、教職員から患者が発生した場合や家族が発症した場合は、国の示す患者及び濃厚接触者の外出自粛期間等の目安に基づく対応をする。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	実施体制の整備 白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
予防・まん延防止	保育所、学童クラブの対応 外出等の自粛要請 集会等の自粛(文化施設の対応等) イベント等の自粛
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施 住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨 相談窓口の設置
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
予防・まん延防止 社会教育施設等の対応	22ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。 ・不特定多数の市民が利用する市施設(指定管理者を含む)は、感染拡大の場となることが予想されるため、状況に応じて利用制限を行う。 ・行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・県からの要請により、不特定多数の市民が集まるイベント等の活動を自粛する。 ・まん延時には、利用団体等に対し自主的な活動自粛を促す。
予防・まん延防止 イベント等の自粛	25ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請により県と協力して、不要不急の大規模集会や不特定多数の集まる活動を自粛するよう要請する。 ・行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。
実施体制・市民生活及び市民経済の安定の確保 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施	51ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を確保する必要がある。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	実施体制の整備 白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	外出等の自粛 集会等の自粛(文化施設の対応等)
予防接種	特定接種の接種体制構築及び接種の実施 住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

1 担当課となっている業務

対策の分類 業務名(対策細目)	対応マニュアル	備考
予防・まん延防止 社会教育施設等の対応 イベント等の自粛	22ページ 24ページ	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒液の設置を行うなど、感染拡大防止に努める。 ・不特定多数の市民が利用する市施設(指定管理者を含む)は、感染拡大の場となることが予想されるため、状況に応じて利用制限を行う。 ・行事・イベント等は、状況に応じて中止するなどの検討を行う。 ・県からの要請により、不特定多数の市民が集まるイベント等の活動を自粛する。 ・まん延時には、利用団体等に対し自主的な活動自粛を促す。

2 関係課となっている業務(関係各課と表記しているものも含む)

対策の分類	業務名(対策細目)
実施体制	白井市新型インフルエンザ等対策本部の設置 行政機能の維持
サーベイランス・情報収集	サーベイランスへの協力・情報収集
予防・まん延防止	集会等の自粛(文化施設の対応等) イベント等の自粛
予防接種	住民接種の接種体制構築及び接種の実施
医療	医療体制確保への協力 重症化予防のための医療の確保への協力 臨時の医療施設設置に係る協力
情報提供・共有	情報提供と共有 食料品等の備蓄の推奨
市民生活及び市民経済の安定の確保	行政機能の維持 臨時遺体安置所の設営と円滑な埋火葬の実施

発生時優先業務(優先継続業務)

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
総務課	災害関連議案の調整に関すること。	○			
総務課	議会との連絡調整及び災害関連以外の議案の調整に関すること。		○		
総務課	行政組織及び事務分掌に関すること。			○	
総務課	行政境界に関すること。			○	
総務課	自衛官募集に関すること。			○	
総務課	地方分権に関すること。			○	
総務課	公印の管理に関すること。	○			
総務課	公告式に関すること。	○			
総務課	条例、規則等の審査に関すること。			○	
総務課	文書管理に関すること。		○		
総務課	公文書の收受及び発送に関すること。		○		
総務課	例規集に関すること。			○	
総務課	情報公開制度に関すること。			○	
総務課	個人情報保護制度に関すること。			○	
総務課	訴訟及び顧問弁護士に関すること。			○	
総務課	行政不服審査及び行政手続に関すること。		○		
総務課	共用事務機器の管理に関すること。		○		PC関連機器及び複合機は情報管理課
総務課	政治倫理審査会に関すること。			○	
総務課	行政相談に関すること。		○		
総務課	行事の共催及び後援に関すること。			○	
総務課	職員の任用、服務及び賞罰に関すること。(災害派遣等災害関連)	○			
総務課	職員の任用、服務及び賞罰に関すること。(通常分)			○	
総務課	職員の給与及び旅費に関すること。		○		
総務課	職員の共済に関すること。		○		
総務課	職員の研修及び能率増進に関すること。			○	
総務課	公務災害補償に関すること。		○		
総務課	職員の衛生管理に関すること。	○			
総務課	職員の福利厚生に関すること。			○	
総務課	職員団体に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
秘書課	秘書に関すること。	○			
秘書課	交際及び儀式に関すること。			○	
秘書課	行事予定の調整に関すること。	○			
秘書課	市長会等に関すること。	○			
秘書課	栄典に関すること。	○			国県との協議により期限等の延長が可能な場合はB又はCに変更する。
秘書課	市表彰に関すること。	○			
秘書課	広聴に関すること。	○			
行政経営改革課	行政経営改革の推進及び調査・研究に関すること。			○	
行政経営改革課	指定管理者制度に関すること。			○	
行政経営改革課	補助金等の見直しに関すること。			○	
行政経営改革課	公共施設等総合管理計画に関すること。			○	
行政経営改革課	職員の定数管理に関すること。			○	
管財契約課	公有財産の取得、管理及び処分に関すること。			○	
管財契約課	財産台帳の整理及び保管に関すること。			○	
管財契約課	普通財産の維持管理及び処分に関すること。			○	
管財契約課	公共施設の保全計画に関すること。			○	
管財契約課	公共施設の設計、施行、監理及び定期点検に関すること。			○	
管財契約課	本庁舎及び付属施設の維持管理に関すること。	○			
管財契約課	公用車の管理の総括に関すること。	○			
管財契約課	市長車等の運転に関すること。	○			
管財契約課	職員の安全運転管理に関すること。			○	
管財契約課	入札参加資格の審査及び登録に関すること。			○	
管財契約課	入札の執行に関すること。		○		
管財契約課	契約及び入札に係る審査会等に関すること。		○		
情報管理課	電子計算機の利用に係る総合的企画及び調整に関すること。			○	
情報管理課	庁内の情報化の推進及び調査研究に関すること。			○	
情報管理課	電子計算機の維持管理に関すること。	○			詳細はICT部門の業務継続計画に記載

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
情報管理課	電子計算機等により処理された各種データの保護に関すること。	○			詳細はICT部門の業務継続計画に記載
情報管理課	電子計算機に係る職員研修に関すること。			○	
情報管理課	共用事務機器の管理に関すること。		○		PC関連機器、複合機
情報管理課	基幹統計及び県統計に関すること。			○	
情報管理課	統計調査員に関すること。			○	
情報管理課	その他統計に関すること。			○	
危機管理課	防災対策の総合計画及び調整に関すること。			○	
危機管理課	地域防災対策に関すること。			○	
危機管理課	防災会議及び災害対策本部に関すること。	○			
危機管理課	防災訓練に関すること。			○	
危機管理課	非常応急用機材又は資材の備蓄及び整備に関すること。			○	
危機管理課	自主防災組織に関すること。		○		
危機管理課	防災行政無線に関すること。		○		
危機管理課	有事における国民保護に関すること。	○			
危機管理課	消防防災施設の整備及び管理に関すること。		○		
危機管理課	消防団の組織及び運営に関すること。		○		
危機管理課	印西地区消防組合に関すること。		○		
危機管理課	印旛利根川水防事務組合に関すること。			○	
危機管理課	国民保護に関すること。			○	
危機管理課	国民保護協議会、国民保護対策本部及び緊急対応事態対策本部に関すること。	○			
企画政策課	総合計画の策定及び推進に関すること。			○	
企画政策課	基本構想及び基本計画に関すること。			○	
企画政策課	計画の総合調整に関すること。			○	
企画政策課	重要政策の総合調整に関すること。			○	
企画政策課	重要政策の企画及び総合調整に関すること。			○	
企画政策課	国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。			○	
企画政策課	首都圏整備計画に関すること。			○	
企画政策課	広域行政に関すること。			○	
企画政策課	行政経営戦略会議に関すること。			○	
企画政策課	個別計画の推進及び調整に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
企画政策課	行政評価に関すること。			○	
企画政策課	男女共同参画社会の推進に関すること。			○	
企画政策課	国際化の推進に関すること。			○	
企画政策課	外国人支援に関すること。	○			外国人住民への情報発信、支援体制構築
企画政策課	人権啓発に関すること。			○	
企画政策課	平和施策に関すること。			○	
財政課	財政計画に関すること。			○	
財政課	予算の編成及び執行調査に関すること。	○			
財政課	資金計画に関すること。	○			
財政課	地方交付税に関すること。	○			
財政課	市債に関すること。			○	
財政課	決算統計に関すること。			○	
財政課	健全化判断比率に関すること。			○	
財政課	予備費の管理に関すること。	○			
財政課	財政調整基金等に関すること。	○			
財政課	千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る市の財政に関すること。			○	
しろいの魅力発信課	シティプロモーションに関すること。			○	
しろいの魅力発信課	広報紙等の編集発行に関すること。	○			印刷事業者や配布事業者の状況等により遅れることも想定される。
しろいの魅力発信課	市勢の記録広報に関すること。			○	
しろいの魅力発信課	報道機関との連絡調整に関すること。	○			
しろいの魅力発信課	ホームページ等による情報提供に関すること。	○			
しろいの魅力発信課	ふるさと納税に関すること。			○	
課税課	課専用の公印の管理に関すること。	○			
課税課	市民税及び軽自動車税の賦課に関すること。			○	
課税課	市たばこ税に関すること。			○	
課税課	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識等に関すること。		○		
課税課	自動車の臨時運行許可に関すること。		○		
課税課	市民税の課税証明に関すること。		○		
課税課	土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
課税課	土地及び家屋の評価に関すること。			○	
課税課	国有資産等所在市町村交付金に関すること。			○	
課税課	償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。			○	
課税課	台帳の閲覧及び証明に関すること。	○			
収税課	市税の収納管理に関すること。	○			
収税課	徴収の囑託及び受託に関すること。			○	
収税課	納税思想の普及に関すること。			○	
収税課	徴収簿の整理及び保管に関すること。	○			
収税課	納税証明に関すること。	○			
収税課	市税の徴収に関すること。	○			
収税課	市税の滞納処分及び欠損処分に関すること。			○	
収税課	市税の納税の猶予に関すること。	○			
収税課	固定資産評価審査委員会に関すること。			○	
収税課	介護保険料の徴収に関すること。	○			
収税課	介護保険料の滞納処分に関すること。			○	
収税課	後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。	○			
収税課	後期高齢者医療保険料の滞納処分に関すること。			○	
収税課	保険料の徴収に関すること。	○			
収税課	保育料の滞納処分に関すること。			○	
市民活動支援課	公益的な市民活動の支援に関すること。	○			
市民活動支援課	市民参加・協働の推進の企画及び調整に関すること。			○	
市民活動支援課	地域コミュニティ活動の推進に関すること。			○	
市民活動支援課	小学校区単位のまちづくり組織に関すること。			○	
市民活動支援課	自治組織活動の支援に関すること。			○	
市民活動支援課	認可地縁団体にに関すること。			○	
市民活動支援課	しろい市民まちづくりサポートセンターに関すること。			○	
市民活動支援課	白井コミュニティセンターに関すること。			○	
市民活動支援課	コミュニティ施設に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
市民活動支援課	アダプトプログラムの普及及び啓発に関すること。			○	
市民活動支援課	公民センターに関すること。			○	
市民活動支援課	防犯に関すること。		○		
市民活動支援課	防犯組合に関すること。			○	
市民活動支援課	防犯灯の設置及び管理に関すること。			○	
市民活動支援課	交通安全対策に関すること。			○	
市民活動支援課	交通指導員に関すること。			○	
市民活動支援課	交通災害共済に関すること。		○		
市民活動支援課	白井市暴力団排除条例に関すること。			○	
市民活動支援課	特定空き家に関すること。			○	
公民センター (市民活動支援課)	公民センターの事業の計画及び実施に関すること。			○	
公民センター (市民活動支援課)	公民センターの利用の許可及び取消しに関すること。			○	
公民センター (市民活動支援課)	公民センターの施設及び設備の管理に関すること。			○	
公民センター (市民活動支援課)	公民センターの利用に係る料金の収受に関すること。			○	
市民課	戸籍に関すること。	○			
市民課	埋火葬及び改葬許可に関すること。	○			
市民課	相続税法に基づく通知に関すること。			○	
市民課	人口動態に関すること。			○	
市民課	犯罪人名簿に関すること。			○	
市民課	成年被後見人、被保佐人、準禁治産者及び破産者に関すること。		○		
市民課	課専用の公印の管理に関すること。	○			
市民課	住民基本台帳に関すること。	○			
市民課	印鑑の登録及び証明に関すること。	○			
市民課	人口の統計に関すること。			○	
市民課	住民の実態調査に関すること。			○	
市民課	住民基本台帳の閲覧に関すること。		○		

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
市民課	住居表示に関すること。			○	
市民課	字の区域及び名称に関すること。			○	
市民課	出張所に関すること。			○	
市民課	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号及び個人番号カードに関すること。		○		
市民課(出張所)	戸籍の謄本及び抄本の交付に関すること。		○		
市民課(出張所)	住民票の謄本及び抄本の交付に関すること。		○		
市民課(出張所)	印鑑証明書書の交付に関すること。		○		
市民課(出張所)	戸籍附票の写しの交付に関すること。		○		
市民課(出張所)	年金受給者の記載事項に関すること。		○		
市民課(出張所)	手数料の徴収に関すること。		○		
市民課(出張所)	出張所の管理運営に関すること。			○	
産業振興課	農林水産業の施策の企画、普及及び調査研究に関すること。			○	
産業振興課	農業振興地域の整備に関すること。			○	
産業振興課	経営構造対策事業に関すること。			○	
産業振興課	農業経営基盤強化促進対策事業に関すること。			○	
産業振興課	米穀の生産調整に関すること。			○	
産業振興課	米消費拡大事業に関すること。			○	
産業振興課	農林水産業及び畜産業に関すること。			○	
産業振興課	農林水産団体及び畜産団体の育成に関すること。			○	
産業振興課	農業委員会との連絡に関すること。		○		
産業振興課	病害虫の駆除及び家畜伝染病の予防に関すること。	○			
産業振興課	森林に関すること。			○	
産業振興課	鳥獣飼養の登録に関すること。		○		
産業振興課	有害鳥獣駆除事業に関すること。			○	
産業振興課	ヤマドリの販売許可に関すること。			○	
産業振興課	土地改良事業に関すること。			○	
産業振興課	農道整備事業に関すること。			○	
産業振興課	農業用水路整備に関すること。			○	
産業振興課	果樹園芸振興に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
産業振興課	商工業の振興に関すること。			○	
産業振興課	商工団体にに関すること。			○	
産業振興課	観光に関すること。			○	
産業振興課	ふるさと産品の育成に関すること。			○	
産業振興課	中小企業資金融資に関すること。			○	
産業振興課	大規模小売店舗等に関すること。			○	
産業振興課	土砂採取に関すること。			○	
産業振興課	労政に関すること。			○	
産業振興課	企業誘致に関すること。			○	
産業振興課	工場立地法に基づく申請、審査等に関すること。		○		
消費生活センター (産業振興課)	消費生活及び消費者保護に関すること。		○		
消費生活センター (産業振興課)	消費生活用製品安全法に基づく立入検査、報告徴収等に関すること。			○	
消費生活センター (産業振興課)	電気用品安全法に基づく立入検査、報告徴収等に関すること。			○	
消費生活センター (産業振興課)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査、報告徴収義務等に関すること。		○		
消費生活センター (産業振興課)	ガス事業法の立入検査、報告徴収等に関すること。			○	
消費生活センター (産業振興課)	計量器に関すること。			○	
環境課	環境保全施策の調査研究、企画及び調整に関すること。			○	
環境課	環境基本計画に関すること。			○	
環境課	環境学習に関すること。			○	
環境課	自然保護に関すること。			○	
環境課	公共用水域の水質保全に関すること。	○			
環境課	空き地の環境保全に関すること。			○	
環境課	動物の愛護及び管理に関すること。		○		
環境課	狂犬病予防及び畜犬登録等に関すること。			○	
環境課	公害防止に関すること。		○		

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
環境課	地下水汚染対策に関すること。		○		
環境課	水道法に基づく専用水道及び簡易専用水道に関すること。	○			
環境課	白井市小規模水道条例に基づく小規模専用水道及び小規模簡易専用水道に関すること。	○			
環境課	飲用井戸等の衛生対策に関すること。	○			
環境課	土砂等の埋立て等に関すること。			○	
環境課	墓地等の経営許可等に関すること。			○	
環境課	環境審議会に関すること。			○	
環境課	放射線対策に係る方針の総合調整に関すること。			○	
環境課	放射線対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。			○	
環境課	省資源・省エネルギーに関すること。			○	
環境課	廃棄物の処理及び清掃に関すること。		○		
環境課	廃棄物の減量化又は資源化の啓発及び推進に関すること。			○	
環境課	印西地区環境整備事業組合に関すること。		○		
環境課	生活環境指導員に関すること。			○	
環境課	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合に関すること。		○		
環境課	廃棄物の不法投棄対策に関すること。		○		
環境課	廃棄物減量等推進審議会に関すること。			○	
社会福祉課	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活保護費の支給事務に関すること。	○			
社会福祉課	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく返還金の事務に関すること。			○	
社会福祉課	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく行政報告例等報告事務に関すること。			○	
社会福祉課	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく医療給付の事務に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
社会福祉課	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく介護給付の事務に関すること。			○	
社会福祉課	社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉法人の認可に関すること。			○	法人の利害にかかわるため、状況判断が必要
社会福祉課	社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく社会福祉法人の指導監査に関すること。			○	
社会福祉課	社会福祉法に基づく隣保事業の開始、変更、廃止に関すること。			○	
社会福祉課	地域福祉に係る計画の進行管理に関すること。			○	
社会福祉課	地域福祉に係る計画の施策推進に関すること。			○	
社会福祉課	民生委員との連絡調整に関すること。		○		地域の担い手である民生委員との連携は、 支援体制が整う時期に着手する。
社会福祉課	民生委員の研修視察等に関すること。			○	
社会福祉課	弔慰金の申請及び国債の受領に関すること。			○	
社会福祉課	避難所の開設に関すること。			○	
社会福祉課	災害見舞金に関すること。			○	
社会福祉課	義援金に関すること。			○	
社会福祉課	身元不明や引き取り手のない遺体に関すること。			○	
社会福祉課	日本赤十字社との連絡調整に関すること。		○		
社会福祉課	日赤奉仕団との連絡調整に関すること。		○		
社会福祉課	日赤奉仕団の定例会等に関すること。			○	
社会福祉課	社会福祉協議会と社会福祉団体との連絡調整に関すること。			○	
社会福祉課	ボランティア団体との連絡調整に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
社会福祉課	各団体との事務連絡に関すること。			○	
社会福祉課	福祉部及び健康子ども部との連絡調整に関すること。	○			
社会福祉課	施設の状況確認に関すること。			○	
社会福祉課	地域福祉センターの指定管理に関すること。			○	
社会福祉課	民生委員推薦会開催及び民生委員の推薦に関すること。			○	
社会福祉課	DV被害者支援に関すること。		○		生命を脅かす危険のある場合は、A業務とする。
社会福祉課	保健福祉の総合調整に関すること。		○		
社会福祉課	保健福祉相談に関すること。		○		
社会福祉課	生活困窮者自立支援事業の運営に関すること。		○		
社会福祉課	生活保護の相談、申請、決定及び実施に関すること。		○		
社会福祉課	行旅病人に関すること。	○			
障害福祉課	障害者計画等の策定、進捗管理に関すること。			○	
障害福祉課	障害者等の福祉に係る業務管理体制の整備に関する事項の届出に関すること。			○	
障害福祉課	障害者優先調達法に関すること。			○	
障害福祉課	チャレンジオフィスに関すること。			○	
障害福祉課	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業に関すること。		○		
障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための自立支援給付事務に関すること。		○		
障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための計画相談に関すること。		○		
障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための地域生活支援事業に関すること。		○		

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための日常生活用具に関すること。		○		
障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための補装具に関すること。		○		
障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための住宅改造に関すること。		○		
障害福祉課	小児慢性特定疾患児日常生活用具に関すること。		○		
障害福祉課	難聴児補聴器助成に関すること。			○	
障害福祉課	手話奉仕員養成講座に関すること。			○	
障害福祉課	手話通訳派遣に関すること。	○			
障害福祉課	特別障害者手当、障害児手当に関すること。		○		
障害福祉課	特別児童扶養手当に関すること。		○		
障害福祉課	重度知的・ねたきり身体障害者福祉手当に関すること。		○		
障害福祉課	重度心身障害者医療費助成に関すること。		○		
障害福祉課	強度行動障害者補助金に関すること。		○		
障害福祉課	障害者グループホーム運営等に関すること。		○		
障害福祉課	知的障害者生活ホームに関すること。		○		
障害福祉課	障害者の施設通所交通費助成に関すること。		○		
障害福祉課	心身障害者扶養年金に関すること。		○		
障害福祉課	心身障害者一時介護料助成に関すること。		○		
障害福祉課	福祉タクシーに関すること。		○		
障害福祉課	障害者の自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成に関すること。		○		
障害福祉課	障害者の訪問入浴サービスに関すること。		○		
障害福祉課	障害者の紙おむつの給付に関すること。		○		
障害福祉課	障害者団体に関すること。			○	
障害福祉課	心身障害者福祉連絡協議会に関すること。			○	
障害福祉課	チャレンジパーソンズに関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
障害福祉課	障害者支援センター、福祉作業所等に関すること。			○	
障害福祉課	障害者就労支援員に関すること。			○	
障害福祉課	身体・知的障害者相談員、地域相談員に関すること。			○	
障害福祉課	デイケアクラブに関すること。			○	
障害福祉課	身体・知的・精神障害者等の相談支援に関すること。		○		
障害福祉課	障害者差別解消法に関すること。		○		
障害福祉課	障害者差別に関すること。		○		
障害福祉課	障害者虐待に関すること。		○		
障害福祉課	成年後見制度に関すること。		○		
障害福祉課	身体・知的・精神の障害者手帳の交付に関すること。		○		
障害福祉課	自立支援医療事務に関すること(精神通院、更生医療、育成医療)。		○		
障害福祉課	地域自立支援協議会に関すること。			○	
障害福祉課	障害者支援区分の認定、介護給付費等審査会に関すること。		○		
障害者地域活動支援センター (障害福祉課)	障害者の機能訓練及び社会適応訓練に関すること。		○		
障害者地域活動支援センター (障害福祉課)	障害者の更生相談に関すること。		○		
障害者地域活動支援センター (障害福祉課)	障害者の創作的活動及びレクリエーションに関すること。			○	
障害者地域活動支援センター (障害福祉課)	障害に対する啓発活動に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
障害者地域活動支援センター (障害福祉課)	障害者関係福祉団体に対する便宜の供与に関すること。			○	
障害者地域活動支援センター (障害福祉課)	センターの管理運営に関すること。			○	
高齢者福祉課	高齢者福祉に係る企画及び調査研究に関すること。			○	
高齢者福祉課	老人福祉法に基づく更生援護に関すること。	○			
高齢者福祉課	高齢者サービスに関すること。		○		
高齢者福祉課	敬老事業に関すること。			○	
高齢者福祉課	高齢者クラブの育成に関すること。			○	
高齢者福祉課	シルバー人材センターに関すること。		○		
高齢者福祉課	老人憩いの家に関すること。			○	
高齢者福祉課	老人福祉センターに関すること。			○	
高齢者福祉課	高齢者就労指導センターに関すること。			○	
高齢者福祉課	介護予防事業に関すること。			○	
高齢者福祉課	老人ホーム入所判定委員会に関すること。		○		
高齢者福祉課	福祉有償運送運営協議会に関すること。			○	
高齢者福祉課	介護保険特別会計に関すること。		○		
高齢者福祉課	介護保険事業の運営に関すること。		○		
高齢者福祉課	高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関すること。			○	
高齢者福祉課	要介護認定及び要支援認定に関すること。		○		
高齢者福祉課	介護保険被保険者の資格管理に関すること。		○		
高齢者福祉課	介護保険の保険給付に関すること。			○	
高齢者福祉課	介護保険料の賦課徴収(他課の所管に属するものを除く。)に関すること。		○		
高齢者福祉課	介護相談員に関すること。			○	
高齢者福祉課	地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関すること。			○	
高齢者福祉課	介護認定審査会に関すること。			○	
高齢者福祉課	介護保険運営協議会に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
高齢者福祉課	介護予防ケアマネジメントに関すること。		○		
高齢者福祉課	総合相談支援に関すること。		○		
高齢者福祉課	権利擁護に関すること。		○		
高齢者福祉課	包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。		○		
高齢者福祉課	在宅医療・介護連携の推進に関すること。			○	
高齢者福祉課	生活支援サービスの体制整備に関すること。			○	
高齢者福祉課	認知症施策の推進に関すること。			○	
高齢者福祉課	介護予防支援に関すること。		○		
高齢者福祉課	成年後見制度の利用支援に関すること。		○		
高齢者福祉課	介護予防・生活支援サービス事業に関すること。		○		
高齢者福祉課	地域包括支援センターの運営に関すること。	○			
高齢者福祉課	地域包括支援センター運営協議会に関すること。			○	
子育て支援課	家庭児童相談に関すること。		○		
子育て支援課	児童、母子等の福祉に係る企画及び調査研究に関すること。			○	
子育て支援課	児童手当及び児童扶養手当に関すること。		○		
子育て支援課	児童遊園に関すること。			○	
子育て支援課	ひとり親家庭等医療費助成に関すること。		○		
子育て支援課	児童委員及び主任児童委員に関すること。			○	
子育て支援課	助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における母子保護の実施に関すること。	○			
子育て支援課	児童館に関すること。			○	
子育て支援課	子ども医療費の助成に関すること。		○		
子育て支援課	未熟児養育医療給付事業に関すること。		○		
子育て支援課	子ども・子育て支援計画の策定及び推進に関すること。			○	
子育て支援課	子育て短期支援事業(ショートステイ)に関すること。			○	
子育て支援課	ママヘルパー派遣事業に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
こども発達センター (子育て支援課)	障害児等の日常生活の指導及び相談に関する こと。		○		
こども発達センター (子育て支援課)	障害児等の発達及び療育相談に関すること。		○		
こども発達センター (子育て支援課)	障害児等が在籍する機関又はその職員に対する 発達相談及び発達指導に関すること。		○		
こども発達センター (子育て支援課)	センターの管理運営に関すること。	○			
こども発達センター (子育て支援課)	保護者に子どもを引き渡す。	○			
保育課	子ども・子育て支援法に基づく支給認定及び給 付に関すること。		○		
保育課	保育の利用に係る事務に関すること。		○		
保育課	教育・保育施設の確認及び指導に関すること。		○		
保育課	地域型保育事業の確認、確認及び指導に関する こと。		○		
保育課	教育・保育施設の運営費補助に関すること。		○		
保育課	保育施設の企画・立案に関すること。			○	
保育課	保育料の賦課及び徴収(他課の所管に属するも のを除く。)に関すること。		○		
保育課	ファミリーサポートセンターに関すること。		○		
保育課	子育て支援センターに関すること。			○	
保育課	病児・病後児保育事業に関すること。			○	
保育課	放課後児童健全育成事業に関すること。		○		
保育課	公立保育所の施設整備及び維持管理に関する こと。			○	
保育課	私立幼稚園振興事業に関すること			○	
保育所(保育課)	保護者に子どもを引き渡す。	○			
保育所(保育課)	乳幼児の保育指導に関すること。			○	
保育所(保育課)	乳幼児の健康管理に関すること。			○	
保育所(保育課)	保育所の管理運営に関すること。			○	
学童保育所(保育課)	保護者に子どもを引き渡す。	○			

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
学童保育所(保育課)	学童保育所の施設整備及び維持管理に関すること。	○			
学童保育所(保育課)	学童保育所の管理運営に関すること。			○	
健康課	健康づくり施策の企画、普及及び調査研究に関すること。			○	
健康課	市民の健康づくりの支援に関すること。			○	
健康課	成人の健康相談及び指導に関すること。		○		
健康課	食育及び食からの健康づくりに関すること。			○	
健康課	食品衛生に関すること。			○	
健康課	医療機関との調整に関すること。		○		
健康課	献血に関すること。			○	
健康課	総合保健センターに関すること。			○	
健康課	成人の保健衛生施策の企画、普及及び調査研究に関すること。			○	
健康課	結核予防及び生活習慣病予防に係る住民健康(検)診に関すること。			○	
健康課	歯科口腔保健に関すること。			○	
健康課	特定健康診査等の実施に関すること。			○	
健康課	母子の保健施策の企画、普及及び調査研究に関すること。			○	
健康課	母子保健事業に関すること。			○	
健康課	母子の健康相談及び指導に関すること。		○		
健康課	予防接種に関すること。		○		
健康課	感染症予防に関すること。			○	
健康課	新型インフルエンザ等対策に関すること。			○	
保険年金課	国民健康保険の給付及び記録に関すること。			○	
保険年金課	国民健康保険の拠出金及び納付金等に関すること。			○	
保険年金課	医療費及び診療報酬の請求の審査に関すること。		○		
保険年金課	特定健康診査等の管理に関すること。			○	
保険年金課	国民健康保険の保健事業に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
保険年金課	後期高齢者医療に係る各種届出及び申請に関すること。		○		
保険年金課	国民年金の資格の取得及び喪失に関すること。		○		
保険年金課	国民年金の給付に係る各種届出及び相談に関すること。		○		
保険年金課	福祉年金の届出等に関すること。		○		
保険年金課	国民年金事業の普及に関すること。			○	
保険年金課	国民健康保険特別会計及び後期高齢者特別会計に関すること。		○		
保険年金課	国民健康保険運営協議会に関すること。			○	
保険年金課	国民健康保険の資格の取得及び喪失に関すること。	○			
保険年金課	国民健康保険被保険者証に関すること。	○			
保険年金課	国民健康保険税の賦課徴収に関すること。		○		
保険年金課	後期高齢者医療保険料の賦課徴収(他課の所管に属するものを除く。)に関すること。		○		
保険年金課	後期高齢者医療保険料の滞納処分に関すること。			○	
保険年金課	国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納に関すること。		○		
保険年金課	後期高齢者医療に係る資格の取得及び資格喪失の受付手続きに関すること。	○			
都市計画課	課専用の公印の管理に関すること。	○			
都市計画課	都市計画の基本計画、調査及び立案に関すること。			○	
都市計画課	都市計画の決定及び変更に関すること。			○	
都市計画課	生産緑地に関すること。			○	
都市計画課	土地区画整理事業に関すること。			○	
都市計画課	景観に関すること。			○	
都市計画課	屋外広告物に関すること。			○	
都市計画課	国土利用計画法に基づく届出に関すること。		○		

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
都市計画課	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出、申出等に関すること。		○		
都市計画課	都市計画法に基づく都市計画施設の区域内等における建築行為の許可及び指導に関すること。		○		
都市計画課	駐車場法及び高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律に基づく路外駐車場及び特定路外駐車場の設置等に関すること。			○	
都市計画課	国土調査法に基づく地籍調査事業に関すること。			○	
都市計画課	地価公示法に基づく図書の閲覧に関すること。			○	
都市計画課	白井市まちづくり条例に関すること。		○		
都市計画課	千葉ニュータウン事業に関すること。			○	
都市計画課	千葉道路建設事業に関すること。			○	
都市計画課	千葉東葛間広域幹線道路事業に関すること。			○	
都市計画課	まちづくりに関する交付金事業等の総合調整に関すること。			○	
都市計画課	都市公園緑地の計画及び事業認可に関すること。			○	
都市計画課	事業用地の取得に関すること。			○	
都市計画課	都市公園緑地の維持管理に関すること。		○		
都市計画課	都市公園緑地の使用及び占用に関すること。			○	
都市計画課	市民の森に関すること。			○	
都市計画課	緑地の保全に関すること。			○	
都市計画課	緑化の推進に関すること。			○	
都市計画課	街路樹等の植栽の維持管理に関すること。			○	
都市計画課	公共交通機関の整備促進に関すること。			○	
都市計画課	公共交通機関との連絡調整に関すること。		○		
都市計画課	自転車等駐車場の設置及び管理に関すること。		○		
建築宅地課	課専用の公印の管理に関すること。	○			
建築宅地課	建築基準法に基づく各種申請の受付及び交付に関すること。		○		
建築宅地課	建築基準法に基づく審査及び検査に関すること。		○		

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
建築宅地課	建築基準法に基づく許可及び認定に関すること。		○		
建築宅地課	違反建築物の措置に関すること。		○		
建築宅地課	既存不適合建築物台帳の整備に関すること。			○	
建築宅地課	道路の位置の指定に関すること。		○		
建築宅地課	建築協定に関すること。		○		
建築宅地課	建築計画概要書等の閲覧に関すること。		○		
建築宅地課	租税特別措置法に基づく優良住宅の認定に関すること。		○		
建築宅地課	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出等に関すること。		○		
建築宅地課	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく認定等に関すること。		○		
建築宅地課	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定等に関すること。		○		
建築宅地課	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出等に関すること。		○		
建築宅地課	マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づく許可等に関すること。		○		
建築宅地課	独立行政法人住宅支援機構法に基づく工事審査等に関すること。		○		
建築宅地課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく計画の認定に関すること。		○		
建築宅地課	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定に関すること。		○		
建築宅地課	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に関すること。		○		
建築宅地課	建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律に基づく認定等に関すること。		○		
建築宅地課	空き家対策の総合調整に関すること。		○		

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
建築宅地課	都市計画法に基づく開発行為等の事前協議及び指導に関すること。		○		
建築宅地課	都市計画法に基づく開発行為等の許可及び検査に関すること。		○		
建築宅地課	既存の権利者の届出の受理に関すること。		○		
建築宅地課	開発登録簿の閲覧等に関すること。		○		
建築宅地課	開発行為等に関する監督処分等に関すること。		○		
建築宅地課	千葉県開発審査会への付議に関すること。		○		
建築宅地課	被災宅地危険度判定に関すること。		○		
建築宅地課	租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関すること。		○		
道路課	道路用地の取得、補償及び登記事務に関すること。			○	
道路課	道路等の寄附採納に関すること。			○	
道路課	未登記道路等の整理に関すること。			○	
道路課	譲与財産に関すること。			○	
道路課	市道の認定、変更及び廃止に関すること。			○	
道路課	道路台帳の整備及び保管に関すること。			○	
道路課	道路の占用許可に関すること。			○	
道路課	市道、法定外道路等の施行承認に関すること。		○		
道路課	道路の使用に関すること。		○		
道路課	私道舗装等の助成に関すること。		○		30年度まで 31年度廃止
道路課	道路及び橋梁の維持補修に関すること。		○		
道路課	排水路の維持補修に関すること。		○		
道路課	開発行為等に係る道路及び排水路の協議に関すること。		○		
道路課	街路灯等道路附属施設の維持管理に関すること。		○		
道路課	道路の災害復旧に関すること。		○		
道路課	道路及び水路の境界査定に関すること。		○		
道路課	急傾斜地崩壊防止に関すること。		○		
道路課	他の道路及び河川の調整に関すること。			○	
道路課	交通安全施設整備事業の実施に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
道路課	道路の新設及び改良計画の策定に関すること。			○	
道路課	道路の新設及び改良の設計並びに工事に関すること。			○	
道路課	排水路の新設及び改良の設計並びに工事に関すること。			○	
上下水道課	下水道事業特別会計に関すること。		○		
上下水道課	公共下水道の受益者負担金に関すること。		○		
上下水道課	公共下水道の使用料に関すること。		○		
上下水道課	水洗化の普及促進に関すること。		○		
上下水道課	水洗便所改造資金の助成に関すること。		○		
上下水道課	合併処理浄化槽の普及及び管理指導に関すること。		○		
上下水道課	合併処理浄化槽の補助金に関すること。		○		
上下水道課	流域下水道に関すること。		○		
上下水道課	上下水道事業審議会に関すること。		○		
上下水道課	供用開始の公示に関すること。		○		
上下水道課	公共下水道施設の維持管理に関すること。	○			
上下水道課	排水設備の設計審査及び検査に関すること。	○			
上下水道課	指定工事店の指定及び指導に関すること。		○		
上下水道課	水質の監視、調査、検査等に関すること。	○			
上下水道課	特定事業場の届出及び指導に関すること。		○		
上下水道課	除害施設の設置、検査及び指導に関すること。		○		
上下水道課	公共下水道台帳の整備に関すること。		○		
上下水道課	施設の引継ぎに関すること。		○		
上下水道課	公共下水道の計画の策定及び調査に関すること。		○		
上下水道課	公共下水道の設計及び施工監理に関すること。		○		
上下水道課	下水道事業に係る土地の取得及び補償に関すること。		○		
上下水道課	開発行為等の指導に関すること。		○		
上下水道課	公印に関すること。	○			
上下水道課	文書に関すること。		○		
上下水道課	条例、規則等に関すること。		○		
上下水道課	職員の人事及び研修に関すること。		○		

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
上下水道課	予算及び決算に関すること。		○		
上下水道課	資金計画に関すること。		○		
上下水道課	企業債に関すること。		○		
上下水道課	給水契約に関すること。	○			
上下水道課	資産の取得、管理及び処分に関すること。 水道料金その他収納金の調定及び徴収に関すること。		○		
上下水道課	現金及び有価証券の出納管理に関すること。	○			
上下水道課	出納及び収納取扱金融機関に関すること。	○			
上下水道課	資産の評価及び減価償却に関すること。		○		
上下水道課	上下水道事業審議会に関すること。		○		
上下水道課	水道施設及び施設用地の維持に関すること。	○			
上下水道課	給水装置の受け付け、設計審査及び検査に関すること。	○			
上下水道課	指定給水装置工事業者の指定及び指導に関すること。		○		
上下水道課	水道施設台帳の整備及び保管に関すること。		○		
上下水道課	水道メーターの新設、維持管理、更新に関すること。		○		
上下水道課	水道水質の検査及び維持管理に関すること。	○			
上下水道課	水道施設の漏水調査及び防止に関すること。		○		
上下水道課	水道施設に係る災害対策に関すること。		○		
上下水道課	開発行為等に係る水道施設の引継ぎに関すること。		○		
上下水道課	貯水槽水道に関すること。		○		
上下水道課	水道用資機材の管理に関すること。		○		
上下水道課	水道事業の計画、調査及び事業認可に関すること。		○		
上下水道課	水道施設建設改良工事の設計及び施工管理に関すること。		○		
上下水道課	水道事業に係る土地の取得及び補償に関すること。		○		
上下水道課	水道事業に係る開発行為等の指導・監督に関すること。		○		

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
会計課	歳計現金及び歳入歳出外現金の出納及び保管に関すること。	○			
会計課	基金に属する現金の出納及び保管に関すること。	○			
会計課	小切手の振出しに関すること。	○			
会計課	有価証券(公有財産及び基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関すること。	○			
会計課	証紙類の出納及び保管に関すること。	○			
会計課	物品(基金に属する動産を含む。)の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関すること。	○			
会計課	現金及び財産の記録管理に関すること。			○	
会計課	支出負担行為の確認に関すること。	○			
会計課	支出命令等の審査に関すること。	○			
会計課	歳入歳出決算の調製に関すること。			○	
会計課	歳入簿及び歳出簿の記録及び整理並びに歳入日計表及び歳出日計表の作成に関すること。	○			
会計課	証憑書類の整理及び保管に関すること。	○			
会計課	指定金融機関等の公金出納事務の指導及び検査に関すること。			○	
会計課	公金の収入に関すること	○			
会計課	公金の支出に関すること	○			
会計課	指定金融機関との連絡調整に関すること	○			
教育総務課	教育委員会の会議及び請願に関すること。	○			
教育総務課	教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。	○			
教育総務課	儀式及び顕彰に関すること。			○	
教育総務課	公印の管理に関すること。	○			
教育総務課	文書の審査、收受及び保存に関すること。	○			
教育総務課	職員の任用、服務及び賞罰(教職員を除く。)に関すること。(災害派遣等災害関連)	○			
教育総務課	職員の任用、服務及び賞罰(教職員を除く。)に関すること。(通常分)			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
教育総務課	職員の研修(教育支援課において所掌するものを除く。)及び福利に関すること。			○	
教育総務課	教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。		○		
教育総務課	教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。			○	
教育総務課	教育資金の利子補給に関すること。		○		
教育総務課	教育行政に係る相談に関すること。		○		
教育総務課	教育用借上げバスに関すること。			○	
教育総務課	学校施設(用地を含む。)の整備及び財産管理並びに補助金に関すること。			○	
教育総務課	教育施設の工事、営繕等の調整に関すること。			○	
教育総務課	学校施設の工事の調整、設計及び監理に関すること。			○	
教育総務課	学校施設用備品の整備に関すること。			○	
教育総務課	学校施設の管理及び運営(他の課において所掌するものを除く。)に関すること。		○		
教育総務課	学校給食センターの建設及び整備に関すること。			○	
学校政策課	学校の設置及び廃止に関すること。			○	
学校政策課	学校の通学区域の設定及び変更に関すること。			○	
学校政策課	児童及び生徒の就学に関すること。	○			
学校政策課	学校の組織編成及び学級編制に関すること。		○		
学校政策課	学齢簿の調製及び保管に関すること。		○		
学校政策課	教職員の任免その他の進退に関する内申及び服務に関すること。		○		
学校政策課	児童及び生徒の就学に係る補助に関すること。		○		
学校政策課	教科用図書その他教材取扱いの指導に関すること。		○		
学校政策課	学校教育に係る調査及び統計に関すること。			○	
学校政策課	学校の管理及び運営(他の課において所掌するものを除く。)に関すること。	○			

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
教育支援課	教育課程、学習指導及び生徒指導に関すること。			○	
教育支援課	学校教育の指導及び助言に関すること。			○	
教育支援課	学校教育における健康教育に関すること。			○	
教育支援課	学校に勤務する職員、児童及び生徒の健康診断に関すること。			○	
教育支援課	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。		○		
教育支援課	学校給食の管理及び運営の総括に関すること。			○	
教育支援課	学校保健会に関すること。			○	
教育支援課	児童及び生徒の交通安全に関すること。			○	
教育支援課	通学路に関すること。			○	
教育支援課	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済に関すること。			○	
教育支援課	学校教育に関する調査及び研究に関すること。			○	
教育支援課	教育関係職員の研修に関すること。			○	
教育支援課	教育相談に関すること。		○		
教育支援課	国際理解教育に関すること。			○	
教育支援課	情報教育に関すること。			○	
教育支援課	適応指導教室の運営に関すること。			○	
教育支援課	青少年国際交流事業の補助に関すること。			○	
教育支援課	教育情報の収集、整理及び提供に関すること。			○	
生涯学習課	生涯学習の推進に関すること。			○	
生涯学習課	社会教育の方針及び計画に関すること。			○	
生涯学習課	社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。			○	
生涯学習課	社会教育関係団体に関すること。			○	
生涯学習課	社会教育施設との連絡調整及び連携に関すること。			○	
生涯学習課	学校施設(学校体育施設を除く。)の開放に関すること。			○	
生涯学習課	家庭教育に関すること。			○	

課名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
生涯学習課	放課後子ども教室に関すること。			○	
生涯学習課	青少年の健全育成に関すること。			○	
生涯学習課	社会教育における学習成果の活用の推進に関すること。			○	
生涯学習課	公民館に関すること。			○	
生涯学習課	複合センターに関すること。			○	
生涯学習課	学習等共用施設に関すること。			○	
生涯学習課	スポーツ振興に関すること。			○	
生涯学習課	スポーツ指導者に関すること。			○	
生涯学習課	スポーツ関係団体に関すること。			○	
生涯学習課	各種大会及び教室等の開催に関すること。			○	
生涯学習課	スポーツ推進委員に関すること。			○	
生涯学習課	学校体育施設の開放に関すること。			○	
生涯学習課	スポーツ施設の維持管理に関すること。	○	○		
生涯学習課	公印の管理に関すること。				
生涯学習課	文化財の調査研究及び保護に関すること。			○	
生涯学習課	文化財の指定及び管理に関すること。			○	
生涯学習課	芸術文化の振興に関すること。			○	
生涯学習課	芸術文化団体に関すること。			○	
生涯学習課	市史編さんに関すること。			○	
生涯学習課	関係機関との連絡調整に関すること。			○	
学校給食共同調理場	公印の管理に関すること。	○			
学校給食共同調理場	施設設備の維持管理に関すること。	○			
学校給食共同調理場	給食費の徴収に関すること。		○		
学校給食共同調理場	給食の配送に関すること。			○	
学校給食共同調理場	献立の作成、調理業務、衛生管理及び栄養の調査研究に関すること。			○	
学校給食共同調理場	賄材料の購入及び検収に関すること。			○	
文化センター(管理班)	公印の管理に関すること。	○			
文化センター(管理班)	文化センターの維持管理に関すること。			○	
文化センター(管理班)	関係機関との連絡調整に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
文化センター(会館班)	公印の管理に関すること。	○			
文化センター(会館班)	文化会館の維持管理に関すること。			○	
文化センター(会館班)	主催事業に関すること。			○	
文化センター(会館班)	文化会館の使用に関すること。			○	
文化センター(会館班)	関係機関との連絡調整に関すること。			○	
文化センター(図書館班)	公印の管理に関すること。	○			
文化センター(図書館班)	図書館の維持管理に関すること。			○	
文化センター(図書館班)	図書館の統計、調査及び広報に関すること。			○	
文化センター(図書館班)	図書館の利用及び資料の提供に関すること。			○	
文化センター(図書館班)	読書団体との連携及び読書団体の活動促進に関すること。			○	
文化センター(図書館班)	他の図書館、学校、複合センター等との連携に関すること。			○	
文化センター(図書館班)	読書案内及び調査研究の相談業務に関すること。			○	
文化センター(図書館班)	講演及び行事の開催に関すること。			○	
文化センター(図書館班)	図書館資料の選択、収集及び蔵書構成に関すること。			○	
文化センター(図書館班)	図書館の資料の整理、保存及び除籍に関すること。			○	
文化センター(図書館班)	資料の寄贈及び寄託に関すること。			○	
文化センター(図書館班)	関係機関との連絡調整に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
文化センター (郷土・プラネタリウム 班)	公印の管理に関すること。	○			
文化センター (郷土・プラネタリウム 班)	郷土資料館及びプラネタリウム館の維持管理に 関すること。			○	
文化センター (郷土・プラネタリウム 班)	郷土資料館の展示及び教育普及事業に関する こと。			○	
文化センター (郷土・プラネタリウム 班)	郷土資料の調査研究及び保存に関すること。			○	
文化センター (郷土・プラネタリウム 班)	プラネタリウム館の投影及び教育普及事業に関 すること。			○	
文化センター (郷土・プラネタリウム 班)	天文資料の調査研究及び展示に関すること。			○	
文化センター (郷土・プラネタリウム 班)	関係機関との連絡調整に関すること。			○	
議事事務局	秘書の用務に関すること。	○			
議事事務局	儀式及び交際に関すること。			○	
議事事務局	公印の管理に関すること。	○			
議事事務局	文書の收受、発送、編さん及び保存に関するこ と。		○		
議事事務局	議決証明に関すること。	○			
議事事務局	議員の身分及び資格の得喪に関すること。		○		
議事事務局	議員の報酬及び費用弁償に関すること。	○			
議事事務局	議員共済会に関すること。			○	
議事事務局	議員の公務災害補償に関すること。		○		
議事事務局	議会の予算及び経理に関すること。	○			
議事事務局	議員の人事、服務及び福利厚生に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
議事事務局	職員の給与に関すること。	○			
議事事務局	物品の管理及び受払いに関すること。	○			
議事事務局	議会関係各室の管理に関すること。	○			
議事事務局	本会議及び委員会の議事に関すること。	○			
議事事務局	議会運営委員会及び協議会に関すること。	○			
議事事務局	請願及び陳情の受理及び処理に関すること。	○			
議事事務局	議員提出議案及び意見書等の作成に関すること。	○			
議事事務局	議決原本の保管に関すること。	○			
議事事務局	議決結果の処理及び報告に関すること。	○			
議事事務局	会議録の調製及び編さんに関すること。			○	
議事事務局	議会の傍聴に関すること。			○	
議事事務局	公聴会に関すること。			○	
議事事務局	市政の調査に関すること。			○	
議事事務局	関係法令、条例等の調査研究に関すること。			○	
議事事務局	議会及び委員会の行う調査に関すること。			○	
議事事務局	各種資料の収集、整理及び保管に関すること。			○	
議事事務局	関係市町村からの照会及び回答に関すること。	○			
議事事務局	議会報及び議会が発行する刊行物の編集及び発行に関すること。			○	
議事事務局	議会資料の編集及び議会先例の調査に関すること。			○	
議事事務局	議会図書を購入及び管理に関すること。			○	
議事事務局	調査、議事及び庶務に関すること。	○			
選挙管理委員会	選挙管理委員会会議及びその他の会議に関すること。			○	
選挙管理委員会	選挙管理委員会委員の任用等に関すること。			○	
選挙管理委員会	選挙の管理及び執行に関すること。			○	
選挙管理委員会	選挙運動、政治活動に関すること。			○	
選挙管理委員会	印旛郡市選挙管理委員会連絡協議会に関すること。			○	
選挙管理委員会	定時登録に関すること。			○	
選挙管理委員会	選挙啓発に関すること。			○	
選挙管理委員会	明るい選挙推進協議会に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
選挙管理委員会	選挙人名簿の調整、縦覧及び閲覧に関すること。		○		
選挙管理委員会	選挙人名簿の抹消整理に関すること。		○		
選挙管理委員会	選挙権及び被選挙権の調査に関すること。			○	
選挙管理委員会	検察審査員・裁判員候補者に関すること。			○	
選挙管理委員会	在外選挙人名簿の調整、縦覧及び閲覧に関すること。		○		
選挙管理委員会	他に属しない照会等の回答に関すること。		○		
選挙管理委員会	予算の経理及び物品の管理に関すること。			○	
選挙管理委員会	選挙の執行に関すること。			○	
選挙管理委員会	公職選挙法の解釈指導に関すること。			○	
選挙管理委員会	選挙公報の発行に関すること。			○	
選挙管理委員会	市議選及び市長選における選挙運動の公費負担に関すること。			○	
選挙管理委員会	投票区の分設に関すること。			○	
選挙管理委員会	条例、規程の制定・改廃に関すること。			○	
選挙管理委員会	公印の管理及び公告式に関すること。	○			
選挙管理委員会	期日前投票及び不在者投票に関すること。			○	
選挙管理委員会	委員会完結文書の整理に関すること。		○		
選挙管理委員会	他市町村選挙人の不在者投票の受付に関すること。	○			
選挙管理委員会	選挙人名簿閲覧の受付に関すること。		○		
選挙管理委員会	政治活動用証票の交付に関すること。		○		
農業委員会	総会に関すること。		○		
農業委員会	公告式並びに文書の收受、発送及び保管に関すること。	○			
農業委員会	予算の経理及び物品の保管に関すること。	○			
農業委員会	公印の保管に関すること。	○			
農業委員会	農業者年金に関すること。			○	
農業委員会	農業基本台帳の整備に関すること。		○		
農業委員会	農業技術の改良及び農業経営の合理化に関すること。			○	
農業委員会	農業振興及び啓蒙宣伝に関すること。			○	

課等名	業務名	発生時優先業務			備考
		A業務 優先継続業務	B業務 縮小継続業務	C業務 休止業務	
農業委員会	農業振興に関する建議及び諮問、答申に関する こと。			○	
農業委員会	諸証明の交付に関すること。		○		
農業委員会	農地等の移動、転用及び解約に関すること。		○		
農業委員会	農地、未墾地等の買収及び売渡しに関すること。		○		
農業委員会	国有農地等の管理に関すること。			○	
農業委員会	小作契約及び標準小作料に関すること。			○	
農業委員会	農地等の利用関係についてのあっせん及び紛争 の仲介に関すること。			○	
農業委員会	農地等の交換分合及び農地事情の改善に関す ること。			○	
監査委員事務局	監査等に係る事務処理に関すること。			○	
監査委員事務局	公印の管理に関すること。	○			
監査委員事務局	公文書の管理に関すること。	○			
監査委員事務局	職員の服務及び人事に関すること。			○	
監査委員事務局	事務局の予算及び経理に関すること。			○	